

# 雇 用 保 険 料 率



## 最 新 改 定 案 内

平成 29 年 4 月改訂版

早春の候、貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速ですが、本国会にて雇用保険料率引き下げの改定が決定しました。昨年度に続いて 2 年連続で引き下げになることは珍しいことです。理由としては、昨年度から失業率が低い状態で推移しているため失業給付が減っていることでもあります。今回は労働者と企業の負担を減らし、個人消費の増加や賃上げに回せる分を増やす狙いがあるようです。

改定は 4 月 1 日からとなり、引き下げ後の料率は下記表のように変わりますので、給与計算にあたり料率の変更をお願い致します。また当所のホームページからも関連資料はご確認できます。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

◇ 変更月：4 月分給与から

平成 28 年度 料率			
	保険料率	事業主	被保険者
一般事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・清酒製造事業	13/1000	8/1000	5/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

全体で2.0/1000変わります。  
事業主は(1.0/1000)  
労働者も(1.0/1000)  
引き下げとなります。

平成 29 年度 料率				
貴社		保険料率	事業主	被保険者
	一般事業	9/1000	6/1000	<b>3/1000</b>
	農林水産・清酒製造事業	11/1000	7/1000	<b>4/1000</b>
	建設の事業	12/1000	8/1000	<b>4/1000</b>